



令和6年度 低所得子育て世帯 臨時加算給付金の御案内

給付額

子ども1人あたり **2万円**

給付対象 世帯

令和6年度 **住民税非課税世帯**

令和6年12月13日に清水町に住民登録がある、
世帯全員が「令和6年度町県民税が非課税」である世帯

※ただし、以下のいずれかに該当する世帯は除きます。

- ①世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯
(青色事業専従者及び事業専従者を含む)
- ②他市町村で本給付金を受給された世帯
- ③租税条約による免除の適用により住民税が課されていない人を含む世帯
- ④令和6年1月2日以降の入国者又は出生者を世帯主とする世帯

加算対象

給付対象世帯の世帯員である **18歳以下の子ども**

(平成18年4月2日生まれ以降の子ども)

※ ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和6年
12月12日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子ども
は**加算対象外**です。

手続方法

- 1 対象となると思われる世帯に対し、「**支給のお知らせ**」又は「**確認書**」を送付します。
- 2 「**支給のお知らせ**」が届き記載内容に変更がある場合は**令和7年3月17日(月)**までに申し出をお願いします。なお、**支給対象世帯でない場合は同封の「支給拒否届出書」の申請をお願いします。**
変更がなければ支給予定日に町に登録している給付金支給口座へ支給します。
- 3 「**確認書**」は**手続きが必要**です。届いた確認書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送、または、町福祉介護課へ持参ください。
(本人申請で、確認書の場合に限り、電子申請での申請も可能です。)
※ 確認書に記載されていない、加算対象の子どもがいる場合は、確認書に追記してください。
- 4 **返送期限は、令和7年6月30日(月)必着**となります。
- 5 期限までに、返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

問い合わせ先

清水町役場 福祉介護課 地域福祉係 給付金担当 ☎055-981-8207

Q 対象世帯はどのような世帯ですか

A 本給付金の対象となる世帯は、以下のすべてに該当する世帯です。

- ① 同一世帯の中に平成18年4月2日から令和7年6月30日までに出生した子どもがいる世帯
- ② 世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯

※ 住民税非課税の世帯とは、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分住民税が非課税のみで構成される世帯です。

ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（青色事業専従者および事業専従者も含みます。）は対象外となります。

Q 令和6年12月13日より後に生まれた子どもは加算対象になりますか

A 対象となりますが、以下のいずれかの手続きが必要です。

- ① 送付された確認書に記載がなかった対象子どもは、確認書に追記し返送する。
（電子申請の場合は、確認書に記載のない対象子どもも一緒に入力する。）
- ② 令和6年12月13日以降の子どもについては、申請書を別に提出する。

※ 申請書の取得など、詳細については、お問い合わせください。

Q 単身で寮に入っているなど、住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象になりますか

A 世帯主から、対象の子供と生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。

（送付された確認書に当該子どもを追記し、別居の旨の申出をすることもできます。）

※ 詳細については、お問い合わせください。

●配偶者やその他親族からの暴力（DV等）を理由に清水町に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に住所地（避難する前の居住地）から子どもを連れて、清水町に避難されている方で、清水町に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件（DV等で避難中であることの証明、収入要件）満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。個別での確認・手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください。

清水町から皆さまに、給付金に関して以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・ 銀行やコンビニエンスストアのＡＴＭ（現金自動支払機）の操作をお願いすること。
- ・ キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ ＡＴＭを自分で操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。

おかしいと思ったら一人で悩まず警察署にご相談ください。